

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 7 月 29 日現在

機関番号：23401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530036

研究課題名（和文） 司法制度の設計及び裁判実務における「訴訟基本法」としての憲法の機能に関する研究

研究課題名（英文） A Study on the Functions of Constitutional Law as "Basic Law of Processes" in Judicial System and Practice

研究代表者

片山 智彦 (KATAYAMA TOMOHIKO)

福井県立大学・学術教養センター・准教授

研究者番号：30294002

研究成果の概要（和文）：行政事件訴訟法の平成16年の大改正の過程では、改正法と憲法の個別の規定の具体的な規範内容との関連が十分意識されていなかったことが明確になった。

また、近年の最高裁の裁判例は国民の権利利益の保護により積極的な傾向を示しているが、本研究の結果、それらの裁判例においても、訴訟法の解釈規準または裁判所への授権規範としての憲法の機能が必ずしも適切に考慮されていないことが明らかになった。

憲法の存在理由と機能に関する研究を進め、クラウス・シュテルンのドイツ憲法の体系書の憲法総論及び統治の部分を訳出(抄訳)した。

研究成果の概要（英文）：The Legislature was not sufficiently aware of the relations between Administrative Case Litigation Act 2004 and the articles of the Constitution of Japan at the enactment of the new act.

The recent decisions of Supreme Court of Japan tend to more aggressive protection of civil rights. But as the result of this research, it became clear that the Court has not appropriately take into account the functions of Constitutional Law as the standard of the interpretation of procedural laws and the authorization to the courts.

Through this research, I am studying of the "raison d'etre" and the general theory of legal functions of constitutional law, and translated "Klaus Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd.1" partially (general theory of constitutional law et al.).

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：公法学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：裁判を受ける権利・行政事件訴訟法

1. 研究開始当初の背景

日本国憲法上の司法制度に関する諸規定は、「訴訟基本法」を構成し、憲法上の司法制度を定立している。

この憲法レベルの訴訟基本法については、司法権の概念、憲法訴訟、適正手続、裁判を受ける権利に関する研究をはじめとして、様々な角度からの研究が行われてきた。その結果、憲法の訴訟基本法としての側面の解明は、相当に進捗した。

しかし、この「訴訟基本法」に関する研究成果は、司法制度の設計及びその運用、とりわけ裁判所の裁判に十分に反映されていない。憲法は、最高法規として、立法や裁判の準則であるべきであり、この状況は克服されなければならない。

そのためには、憲法上の司法制度の「内容」の分析とあわせて、訴訟基本法としての憲法が、司法制度の設計と運用においていかなる「機能」を発揮すべきかの研究が欠かせない。

研究代表者は、片山智彦著『裁判を受ける権利と司法制度』（大阪大学出版会、2007年）において、裁判を受ける権利を保障した憲法32条が、①司法制度の設計の規準、②訴訟法の規定の合憲性の判断基準、③訴訟法の規定の解釈適用の規準、④裁判所または裁判官の権限の根拠という複合的な機能を有することを指摘し、それらに関わる若干の問題点にも触れた。

本研究は、そこで指摘した機能や問題点について、行政事件訴訟法の平成16年の大改正（以下改正後の同法を「改正行政事件訴訟法」という）を素材として実証的かつ本格的に研究するものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第一に、立法過程及び裁判実務における憲法規範の現実の機能を分析することである。改正行政事件訴訟法を素材として、立法過程に関しては、政府の司法制度審議会の意見書や国会の議事録等の資料等を基に、司法制度の設計における憲法論の役割を明確化する。

次に、改正行政事件訴訟法の施行後の最高裁判所の裁判例の分析を通じて、裁判における憲法の機能を解明する。

さらに、憲法の訴訟基本法としての機能が現実に作動する条件と条件充足のための方策を検討する。

3. 研究の方法

準備作業として、立法学の最新の研究成果を参照するとともに、憲法の果たすべき機能

の解明のために、憲法理論に関する研究を行う。

また、司法制度改革全般について、その意義の分析を行う。司法制度改革の背景、経緯及び内容について、訴訟手続に関わる部分を中心に、政府、学界及び法曹界における司法制度改革論及びそれに対する批判論を憲法学的に点検する。

次に、政府の司法制度改革審議会、司法制度改革推進本部及び衆参両議院の本会議及び委員会の議事録、意見書その他の資料に基づき、行政事件訴訟法の平成16年の大改正の過程を検証する。

また、改正行政事件訴訟法施行後の裁判例を憲法の機能の視点から分析する。その際、最高裁判所の裁判例を中心に、改正行政事件訴訟法施行後の裁判例をできる限り広範に検索、収集する。

その後、憲法が法実務において訴訟基本法として本来の機能を発揮するための諸条件と方策について検討する。

4. 研究成果

(1) 行政事件訴訟法改正過程の分析

立法学の分野の最新の研究成果の調査と分析を行った。

行政事件訴訟法の平成16年の大改正について、政府の司法制度改革審議会と司法制度改革推進本部（顧問会議及び行政訴訟部会を含む）の議事録、意見書その他の資料及び学説の動向を調査し、憲法の機能の観点から分析した。

その結果、改正の過程においては、「法の支配」の理念との結びつきにおいて「司法の行政に対するチェック機能の強化」や「国民の権利利益の実効的救済」が強調されたが、憲法の個別の規定の具体的な規範内容との関連は、十分には意識されていなかったことが明確になった。

(2) 最高裁判所の裁判例の分析

改正行政事件訴訟法施行後の最高裁の裁判例の分析を行った。最高裁判所の最近の裁判例を「裁判を受ける権利」の視点から分析することにより、裁判実務における憲法の機能に関わる問題点を実証的に抽出した。

近年の最高裁の裁判例は、とりわけ改正行政事件訴訟法施行後において、従来の裁判例と比較して、国民の権利利益の保護により積極的な傾向を示している。

本研究の結果、この傾向は、それぞれの裁判の結論に着目すると憲法価値の実現に資

するものと評価できるが、裁判の理由付けに目を転じると、訴訟法の解釈規準または裁判所への授権規範としての憲法の機能が必ずしも適切に考慮されていないことが明らかになった。

この研究成果は、「憲法の規範力の研究-憲法学と他の社会科学・法学との討議による検証」研究会（研究代表：戸波江二〔早稲田大学〕）において、「最高裁判例と裁判を受ける権利-憲法の法的機能に関する覚書-」と題して、憲法の規範力の視点も加味して報告した。

さらに、同報告を基に、龍谷法学 44 巻 4 号に単著論文である片山智彦「最高裁判所と裁判を受ける権利：憲法の機能の視点からの分析」を投稿し、掲載された。

この論文では、行政事件のみならず、民事事件、刑事事件における最高裁判所の比較的最近の裁判例を分析の俎上に載せた。これらの裁判例には、特に個別意見において、憲法との連関に対する意識の高まりが見られるという興味深い傾向が見られた。しかし、それらの裁判例においても、憲法が機能すべき場面で適切に機能せず、あるいは、本来の機能ではない役割を割り当てられている場合があることが明らかとなった。

この原因は、ひとつには、解釈規準としての憲法の意義と有効性について十分な検討が行われていないことにあると考えられる。

また、前述の裁判例においては、裁判所の権利保護機能や国民の権利の実効的救済に言及するものも見られる。にもかかわらず、裁判所がこれらの役割を果たすための権限に関わる憲法規定、特に基本権規定の授権規範としての機能の分析の必要性はほとんど意識されていない。本研究の結果、この点も裁判実務における憲法の機能論の重要な課題であることを実証的に示すことができた。

また、関連して、TKC ローライブラリー「速報判例解説」に、片山智彦「婚姻届不受理処分に係る行政事件訴訟の提起の不許と公開裁判の保障」を投稿し、ウェブに掲載された。

(3) 憲法理論の研究

憲法理論について、憲法の存在理由と機能に関する研究を進めた。その過程で、編訳者のひとりとして、ドイツ憲法学の第一人者であるクラウス・シュテルンが著したドイツ憲法理論の最高水準を示す浩瀚な体系書の憲法総論及び統治の部分を訳出(抄訳)し、同訳書は 2009 年 9 月に刊行された。

憲法理論の研究に関しては、憲法設計のあり方というより広い視座から研究を継続中である。これについては、本研究で実施した

憲法の機能に関する理論研究の成果を足がかりに、立憲主義憲法の制度設計のあり方について、憲法設計の一般理論の研究につなげる予定である。

また、この点に関しては、平成 24 年度における科研費の挑戦的萌芽研究「憲法設計の理論と技法に関する研究」（課題番号 24653008）の内定を得ており、当該研究として実施する計画である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

①片山智彦、最高裁判所と裁判を受ける権利：憲法の機能の視点からの分析、龍谷法学、査読無、44 巻 4 号、2012 年 1573-1598

②片山智彦、婚姻届不受理処分に係る行政事件訴訟の提起の不許と公開裁判の保障、TKC ローライブラリー「速報判例解説」、査読無、2012 年

https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-010550744_tkc.pdf

〔学会発表〕（計 1 件）

①片山智彦、最高裁判例と裁判を受ける権利-憲法の法的機能に関する覚書-、「憲法の規範力の研究-憲法学と他の社会科学・法学との討議による検証」研究会（研究代表：戸波江二〔早稲田大学〕）、2009 年 6 月 6 日、早稲田大学

〔図書〕（計 1 件）

①クラウス・シュテルン著、赤坂正浩、片山智彦、川又伸彦、小山剛、高田篤編訳、信山社出版、ドイツ憲法 I 総論・統治編、2009 年、592

6. 研究組織

(1) 研究代表者

片山 智彦
(KATAYAMA TOMOHIKO)
研究者番号：30294002

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：